

令和2年安中市教育委員会 12月期定例会 会議録

日時 令和2年12月23日(水) 午後2時から午後3時まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

【教育委員】

委員	金井 裕之
委員	中島 卯
委員	湯本 見千子
委員	佐藤 和子【欠席】

【事務局】

教育長	竹内 徹
教育部長	高橋 信秀
総務課長	戸塚 政明
学校教育課長	磯貝 博昭【欠席】
学校教育課学事係長	佐野 勝人
生涯学習課長	萩原 陽子
文化財保護課長	齊藤 勝彦
スポーツ課長	石田 典久

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の戸塚です。

本日は、年末でご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

佐藤委員からは、所要により本日の会議を急遽欠席されたいという連絡を受けました。ご了承ください。

それでは、会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

◇ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後、会議の進行は、教育長にお願いいたします。

◇ 竹内教育長

それでは、ただいまから、令和2年安中市教育委員会 12月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録は、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

前回定例会では、ご議決いただいた議案をいずれも非公開としたため、公表をする会議録としては、ご覧のようになっています。

ご承認をいただければ、本会議終了後にご署名をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

◇ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議件」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「議案第46号」は、個人情報が含まれる案件ですので、議事は非公開とすることが適当であると思われまます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「議案第46号」は、議事を非公開とし、会議の最後に審議をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

* 委員から異議等は出なかった。

◆ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。「議案第46号」は非公開とし、会議の最後に審議をいたします。

それでは、まずは報告承認の案件ですが、本日、報告承認の案件はありませんので議案に入ります。

議案第42号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課学事係長

学校教育課学事係長の佐野です。学校教育課長が急遽他の業務と重複してしまってこの会議を欠席させていただくことになったので、代わって私が説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、県内すべての市町村で実施している「学校事務の共同実施」に関し、これを法律上明確化した「共同学校事務室」というものが規定をされました。これを受けて県教委からは、令和3年4月1日を施行期日として各市町村の関連する例規を改正するよう指示されており、対応をするものです。

必要となる対応は、

- ・ 学校管理規則の改正
- ・ 事務委任に関する規程の改正

・ 共同学校事務室運営要綱の制定
の3点です。

本議案は、これら3点のうち、まず学校管理規則を改正するものです。以後の議案第43号、第44条もこれらに関連するものですが、順次提案説明をいたします。

* 「議案第42号」を読み上げ、会議資料に沿って説明をした後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第42号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 金井委員

改正理由は、これまでも学校事務に関して共同実施組織というものがあったけれども、それを共同学校事務室と定義し、規則の中で明確にして取り組みを進めていくということによろしいですか。

◇ 学校教育課学事係長

ご指摘のとおりです。

◇ 竹内教育長

他には無いようですので、この後提案する関連議案の中でもお気付きの点があればご質疑をいただきたいと思います。議案第42号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第42号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号 安中市立小学校・中学校の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課学事係長

それでは説明いたします。

* 「議案第43号」を読み上げ、会議資料に沿って説明をした後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第43号 安中市立小学校・中学校の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

この事務委任規程の主な改正点は、県の規則の引用条項を整え、「共同実施組織」を「共同学校事務室」という字句に改めるということです。

* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第43号 安中市立小学校・中学校の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第43号 安中市立小学校・中学校の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課学事係長

それでは説明いたします。

* 「議案第44号」を読み上げ、会議資料に沿って説明した後、

附則にあるとおり、現行の「安中市立小学校・中学校事務の共同実施組織運営要綱」は、新しい要綱の制定に合わせて廃止することといたします。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第44号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

学校事務の共同実施に取り組んで、その成果はいかがですか。

◇ 学校教育課学事係長

学校事務の業務に就く新規採用職員は、学校事務の共同実施を通じてそのスキルアップに繋がっていると思います。

◆ 中島委員

学校事務の共同実施は、大規模校と小規模校の学校事務のボリュームの平準化に寄与していますか。

◇ 学校教育課学事係長

学校事務の共同実施が学校事務のボリュームの平準化に寄与しているという声は、現場からも聞こえてまいります。学校規模の大小に関わらず、学校事務に従事する職員の超過勤務時間は統計的にそう長くはなっていないと思います。

◆ 中島委員

学校事務の共同実施という仕組みの導入時、小規模校の事務職員配置を見直すという議論があったかと思いますが、この点はいかがですか。

◇ 学校教育課学事係長

現在は、市内の小中学校全校に事務職員が配置されています。ただし、細野小学校と松井田北中学校は学校の規模が小さく、両校が500m以内に立地しているので、事務職員の配置の基準からすると本来は両校で1名しか配置することができないわけですが、今のところ特別に配置をするという「特配」の形で両校に各1名事務職員が配置されているというのが現状です。

◇ 竹内教育長

他にはよろしいですか。無いようですので、議案第44号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第44号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の制定について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号 安中市遠距離児童生徒通学費補助等に関する規則の全部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課学事係長

それでは説明いたします。

今回の改正は、現行の規則内容が実際の制度運用と異なっているところがあり、手続規定を整備し、合わせて手続上の要件や内容を明示する等、要綱を全面的に見直すものです。

* 「議案第45号」を読み上げ、会議資料に沿って説明した後、

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第45号 安中市遠距離児童生徒通学費補助等に関する規則の全部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

この規則による補助対象者の人数はどれくらいですか。

◇ 学校教育課学事係長

小学校では、秋間小学校区に3、4名の対象児童がいます。中学校では、第一中学校区に40名程度の対象生徒がいます。

◆ 中島委員

スクールバス等が利用できるのだけれども、各自の判断でそれを利用していない場合は補助対象外ということですよ。

◇ 学校教育課学事係長

そのとおりです。

◆ 金井委員

自宅からスクールバス等の乗り場までの距離が相当に遠距離という場合もありますか。

◇ 学校教育課学事係長

自宅からスクールバス等の乗り場までが相当に遠距離というケースはありません。

◇ 竹内教育長

他にはよろしいですか。無いようですので、議案第45号 安中市遠距離児童生徒通学費補助等に関する規則の全部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第45号 安中市遠距離児童生徒通学費補助等に関する規則の全部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

それでは、先ほどお諮りしたとおり、これからの議事は非公開としますので、よろしくお願いいたします。

非公開議件

= 議案第46号 令和3年度準要保護児童生徒の認定について =

◇ 竹内教育長

以上で、本日の議件は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局からお願いします。

- ・ 教育部長が、令和2年第4回安中市議会定例会での教育委員会に関する内容について、説明を行った。
- ・ 学校教育課学事係長が、令和3年3月に行われる小中学校の卒業証書授与式について、説明を行った。
- ・ 生涯学習課長が、来月に行われる安中市成人式について、説明を行った。
- ・ スポーツ課長が、新型コロナウイルスの感染拡大状況を受けた小中学校体育施設の一般開放に関する当面の対応について、説明を行った。

◇ 竹内教育長

それでは以上で、令和2年安中市教育委員会 12月期定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行う。

- 総合教育会議 日時 1月26日(火) 午後1時30分から
場所 松井田庁舎2階 大会議室
- 次回定例会 日時 1月26日(火) 総合教育会議終了後
場所 松井田庁舎2階 大会議室

◇ 総務課長

以上で散会いたします。